

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方への各種支援

	支給対象	名称	給付額など	申請方法・問い合わせ	内容	申請期間
経済支援	業種を問わず、売上げが減少した中小法人・個人事業者	(国) 月次支援金	(上限) 中小法人等：20万円/月 個人事業者等：10万円/月	月次支援金のホームページにアクセスし、アカウントの登録や申請IDの発番を行い、登録確認機関での事前確認を行ってから申請 月次支援金相談窓口 ☎0120 (211) 240 8:30～19:00 (土・日曜日、祝日を含む)	令和3年4月以降、飲食店の休業・時短営業、または外出自粛などの影響を受けて、売上げが減少した中小法人・個人事業者の方へ支援金を給付します。 以下の①・②を満たせば、業種を問わず給付対象となります。 ①緊急事態措置などに伴う飲食店の休業・時短営業、または外出自粛などの影響を受けていること ②緊急事態措置などが実施された月のうち、対象措置の影響を受けて月間売上げが、前年または前々年の同月と比べて、50%以上減少していること ※ただし、千葉県からの時短営業の要請に伴う協力金を受給している飲食店は対象外	原則、対象月の翌月の初日から、対象月の翌々月の末日まで 例：令和3年9月分の場合＝令和3年10月1日(金)～11月30日(火) ※令和3年4～8月分は申請受付終了
	売上げが減少した中小企業者・個人事業者	(市) 鴨川市中小企業等事業継続支援金	中小企業者等：20万円 個人事業者：10万円	原則、郵送で鴨川市役所2階の商工観光課へ申請。 申請書は、鴨川市役所、天津小湊支所、鴨川市商工会で配布、または市ホームページからダウンロード 鴨川市役所2階の商工観光課 ☎(7093) 7837	市内に本店または主たる事業所があり、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月から10月までの期間、いずれかひと月の売上げが、前年または前々年の同月と比べて、30%以上減少している中小企業者などへ支援金を給付します。 ※飲食業(千葉県感染拡大防止対策協力金受給者)、農林漁業者は除く	令和3年12月28日(火)まで
	売上げが大幅に減少している中小企業者など	(県) 中小企業等事業継続支援金	中小企業等：30万円 個人事業者等：15万円	千葉県中小企業等事業継続支援金のホームページで確認してください。	県内に本店または主たる事業所があり、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月から10月までのいずれかひと月の売上げが、前年または前々年の同月と比べて、30%以上減少している中小企業などへ支援金を給付します。 ※ただし、千葉県からの時短営業の要請に伴う協力金給付対象の飲食店などは除く	令和3年12月28日(火)まで
	売上げが大幅に減少している酒類販売業者	(県) 中小企業等事業継続支援金(酒類販売業者への上乗せ支給分)	中小企業等：20万円/月(7カ月最大140万円) 個人事業者等：10万円/月(7カ月最大70万円) ※売上減少額から、国の「月次支援金」の上限額を控除した額が、上記の金額に満たない場合は、その額を上限とする	千葉県中小企業等事業継続支援金コールセンター ☎0120 (179) 155 9:00～18:00 (土・日曜日、祝日を含む)	県内に本店または主たる事業所があり、飲食店の時短営業要請などの影響により、令和3年4月から10月までの期間、各月の売上げが、前年または前々年の同月と比べて、70%以上減少している酒類販売業者(中小企業等または個人事業者等に限り)で、以下の①・②・③を満たしている方に支援金を給付します。 ①令和3年4月から10月までの間、緊急事態措置等に伴う休業・時短営業要請に応じた飲食店と取り引きがあること ②千葉県感染拡大防止対策協力金の支給対象となっていないこと。 ③引き続き県内で事業を継続する意思を有していること。 ※上記「千葉県中小企業等事業継続支援金」と重複して受給することが可能	令和3年12月28日(火)まで
	休業・時短営業の協力要請に協力いただいた飲食店	(県) 感染拡大防止対策協力金	中小企業・個人事業者：最大20万円/日	千葉県感染拡大防止対策協力金特設サイトから申請、または申請書を鴨川市役所、天津小湊支所、鴨川市商工会で配布 千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター ☎0570 (003894) 9:00～18:00 (土・日曜日、祝日を含む)	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う休業・時短営業の協力要請に協力いただいた飲食店に対し、売上高に応じた協力金を支給します。対象は原則として、要請のあった全期間に協力いただいた飲食店(食品衛生法に基づく「飲食店営業」または「喫茶店営業」の許可を受けていること)。	9月13日(月)～30日(木)の期間分：11月17日(水)まで 10月1日(金)～24日(日)の期間分：12月10日(金)まで
支援金	休業や自粛で売上げが減少した農林漁業者	(市) 農林漁業一時支援金	対象者当たり：10万円	鴨川市役所2階の農林水産課 ☎(7093) 7834	令和2年7月から令和3年10月までのいずれかひと月の売上げが、前年または前々年の同月比で30%以上減少し、国の持続化給付金、一時支援金を受けていない、事業を継続する意思がある農林漁業者へ、支援金を給付します。 ※ただし、令和3年4月から10月までの分については、国の持続化給付金、一時支援金を受けた方も対象になります。 農業・林業：令和2年の農林業収入金額が50万円以上あること 漁業：市内漁業協同組合の正組合員で、漁業災害補償法に基づく共済制度の加入者でないこと ※ただし、令和3年4月から10月までの分については、漁業災害補償法に基づく共済制度の加入者も対象	令和3年12月28日(火)まで
	感染防止対策に取り組む宿泊事業者	(県) 宿泊事業者による感染防止対策等支援金	50万円から500万円まで ※第1期・2期支援額の合計	千葉県宿泊施設感染対策支援事務局 ☎0570 (020166) 9:00～18:00 (平日のみ)	新型コロナウイルス感染症の影響により、旅行需要が落ち込んでいる中、宿泊事業者が行う感染防止対策に取り組むための経費を支援します。対象は、旅館業法に基づく営業の許可を受けた宿泊施設などの要件を満たす事業者。 支援対象経費： ①感染拡大予防ガイドライン等に対応するための経費 ②感染防止に資する新たな需要に対応するための取り組みに要する経費 申請回数：期間ごとに各1回(最大2回まで) ※第1期の申請で上限額に到達した場合は、第2期の申請をすることはできません	①第1期申請期間：令和2年5月14日(木)から令和3年6月30日(水)までに支払いをした経費＝令和3年10月14日(木)まで ②第2期申請期間：令和3年7月1日(木)から令和3年11月30日(火)までに支払いをした経費＝令和3年12月28日(火)まで

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方への各種支援

	支給対象	名称	給付額など	申請方法・問い合わせ	内容	申請期間
経済支援	助成金 従業員を休業させた事業主	(国) 雇用調整助成金	(上限) 1人当たり：1万5,000円/日	雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター ☎0120 (60) 3999 9:00~21:00 (土・日曜日、祝日を含む)	新型コロナウイルス感染症の影響により休業し、従業員の雇用を維持するため、従業員に休業手当を支払う事業主に、その一部を助成します。	支給対象期間の末日の翌日から2カ月間
	支援金 休業手当を受けることができなかった従業員	(国) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	(上限) 11,000円/日	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120 (221) 276 8:30~20:00 (平日) 8:30~17:15 (土・日曜日、祝日)	新型コロナウイルス感染症の影響により休業(時短勤務、シフト削減を含む)させられた労働者のうち、賃金(休業手当)を受けることができなかった方に支給します。学生アルバイトやパート労働者も対象となります。	原則、支給対象期間の末日の翌日から3カ月以内
	助成金 従業員に子どもの世話をを行うための有給休暇を取得させた事業主	(国) 小学校休業等対応助成金	対象従業員に支払った賃金相当額	雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター ☎0120 (60) 3999 9:00~21:00 (土・日曜日、祝日を含む)	新型コロナウイルス感染症による小学校や保育所などの臨時休業などや、新型コロナウイルス感染症に感染したことにより小学校などを休む必要がある子どもの世話を保護者として行うことが必要となった従業員に有給の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた事業主を対象に、支払った賃金相当額を助成します。	令和3年8月1日~10月31日分の休暇：令和3年12月27日(月)まで 令和3年11月1日~12月31日分の休暇：令和4年2月28日(月)まで
	支援金 子どもの世話をを行うために契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする方	(国) 小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)	最大7,500円/日		新型コロナウイルス感染症による小学校などの臨時休業などで、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に支援金を支給します。	令和3年8月1日~10月31日分：令和3年12月27日(月)まで 令和3年11月1日~12月31日分：令和4年2月28日(月)まで
生活支援	貸付 休業などで生活費が足りない方	(市社会福祉協議会) 鴨川市福祉資金(コロナ特例貸付)	貸付限度額：5万円以内 据置期間：貸付日から6カ月以内 償還期間：据置期間後10カ月以内	ふれあいセンター2階の市社会福祉協議会 ☎(7093) 0606	休業などによる収入減少で生活費が足りない世帯に無利子で貸し付けます。連帯保証人は不要です。事業の資金などに充てることはできません。 ※ただし、令和2年度中に鴨川市福祉資金(コロナ特例貸付)が決定している世帯や生活保護世帯、以前から就業していない世帯は対象外	令和3年12月28日(火)まで
	減免 税・保険料が払えない方	国民健康保険税の減免		鴨川市役所1階の税務課 ☎(7093) 7832	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入など(事業・給与・不動産・山林収入)が一定程度減少し、保険税(料)の納付が困難な場合は、申請により減免の対象となる場合があります。	納期限7日前まで
		介護保険料の減免		ふれあいセンター1階の健康推進課 ☎(7093) 7111		普通徴収：納期限7日前まで 特別徴収：令和3年12月15日(水)まで
	減免・猶予免除・猶予 保険料が払えない方	後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予		鴨川市役所1階の市民生活課 ☎(7093) 7839	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、一時的に納付が困難な状況であると認められる場合は、申請により保険料の減額・免除・徴収猶予の対象となる場合があります。	令和4年3月31日(木)まで
		国民年金保険料の免除・納付猶予				新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、一時的に納付が困難な状況であると認められる場合は、申請により保険料の免除・納付猶予の対象となります。また、学生の場合は納付特例制度があります。
給付 感染症で仕事を休み、給与が支払われない方	傷病手当金	(直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象となる日数		国民健康保険や後期高齢者医療に加入している被用者(給与などの支払いを受けている方)で、新型コロナウイルス感染症(疑い含む)による療養のために仕事を休み、給与などの全部または一部が支払われなかった方に、手当金を給付します。	対象となる期間：令和3年12月31日(金)まで	